

## 海上自衛隊訓令第17号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、練習隊の編制に関する訓令を次のように定める。

昭和32年4月27日

防衛庁長官 小 滝 彬

### 練習隊の編制に関する訓令

**第1条** 練習隊は、練習艦2以上をもつて編成する。

**第2条** 練習隊の長は、練習隊司令（以下「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐をもつて充てる。

3 司令は、練習艦隊司令官の指揮監督を受け、練習隊の隊務を統括する。

#### 附 則

この訓令は、昭和32年5月10日から施行する。

**附 則**（昭和35年4月30日海上自衛隊訓令第18号護衛隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第23条）

この訓令は、昭和35年5月1日から施行する。

**附 則**（昭和35年9月27日海上自衛隊訓令第33号自衛艦籍の編入等に関する訓令の一部を改正する訓令附則4項）（抄）

1 この訓令中、警備艦、掃海艦、敷設艦、警備艇、「ゆうちどり」、「おきちどり」、掃海母艦、敷設艇、特務艇に係る部分は、昭和35年10月1日から、「ひらど」に係る部分は、昭和35年10月3日から、「ちはや」に係る部分は、昭和35年10月4日から施行する。

**附 則**（昭和36年6月12日海上自衛隊訓令第26号自衛隊法第15条、第16条及び第17条の2の改正に伴う海上自衛隊訓令の整理に関する訓令第9条）

この訓令は、昭和36年6月12日から施行する。

**附 則**（昭和40年3月20日海上自衛隊訓令第11号護衛隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第18条）

この訓令は、昭和40年3月25日から施行する。

**附 則**（昭和58年3月28日海上自衛隊訓令第8号）

この訓令は、昭和58年3月30日から施行する。